

事務連絡
令和8年3月30日

事業主様
加入者様

横浜港湾健康保険組合

労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定
における年間収入の取扱いについて

平素から当組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、標記につきまして、厚生労働省から通知がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- ・令和8年4月1日より労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者認定における年間収入の取扱いが変わります。
- ・被扶養者の認定における年間収入について、令和8年4月1日以降は、労働契約（注1）で定められた賃金（注2）から見込まれる年間収入が130万円未満（注3）であり、かつ、ほかの収入が見込まれず（注4）、
 - （1）認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合には、被保険者の年間収入の2分の1未満であると認められる場合
 - （2）認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合には、被保険者からの援助による収入額より少ない場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱います。

注1：労働契約の内容が分かる書類として当組合では「雇用証明書（当組合指定様式）」を提出していただきますが、「雇用証明書（当組合指定様式）」を提出できない場合又は「雇用証明書（当組合指定様式）」により年間収入を判定できない場合は従前のおり「直近3か月分の給与明細書」及び「直近1年分の賞与明細書」を提出していただきます。

注2：労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれる。

注3：認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満、19歳以上23歳未満（配偶者を除く）の場合は150万円未満

注4：「健康保険被扶養者（異動）届」の「被扶養者欄」の「収入」で判断します。

以上

お問合せ先
担当：業務課
電話：045-201-7354